

SUZUKI GREEN
Policy

スズキ
グリーン調達ガイドライン
2013年10月1日 改訂版

スズキ株式会社

目次

1. はじめに	1
2. スズキ地球環境憲章	2
・ 環境理念	
・ 環境基本方針	
3. グリーン調達の実践方法	3
3-1 グリーン調達の定義	
3-2 グリーン調達の方針	
3-3 グリーン調達ガイドラインの適用範囲	
3-4 グリーン調達推進体制	
4. お取引先様へのお願い事項	5
4-1 環境関連法規の遵守	
4-2 環境マネジメントシステムの構築	
4-3 環境負荷物質管理体制の構築	
4-4 お取引先様の事業活動における環境取り組み	
4-5 グリーン調達関連書類のご提出について	
4-6 その他	
5. その他	9
5-1 スズキ グリーン調達ガイドラインの取り扱い	
5-2 ご提出いただいた資料の取り扱い	
5-3 お問い合わせ先	
5-4 改訂履歴	

添付別紙 〈HP、スズキサプライヤーネット掲載〉
【添付別紙1】 「スズキ管理化学物質リスト」

関係帳票等 〈入手は弊社バイヤーまたはグリーン調達推進係へお問合せください〉
「グリーン調達推進同意書」
「環境調査報告書 A」
「環境調査報告書 B」
「環境負荷物質管理体制自主チェックシート」(新規/定期)

1. はじめに

お取引先様へ

平素は弊社の開発、生産、購買活動にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、私どもスズキでは2003年9月に「グリーン調達ガイドライン」を策定して以来、お取引先様とともに地球環境保全活動に取り組み、企業の社会的責任を果たすべく努力してまいりました。皆様にはこの活動にご賛同頂き、ご協力を賜り衷心より御礼申し上げます。

環境負荷物質に関する規制強化等、環境保全に関する新たな動きに対応する為、弊社ではこれまで種々の規格や管理基準の見直しを行うとともにこれを反映する為に「グリーン調達ガイドライン」につきましても改定を重ねて参りました。今般係る理由によりまして、改めて下記の改訂を行うことになりましたのでご案内申し上げます。

主な改訂内容は以下のとおりです。

- ① 「環境負荷物質管理体制の構築」に関わる項目を明記しました。
- ② 「お取引先様の事業活動における環境負荷低減取り組み」のお願いを追加しました
- ③ 「環境負荷物質含有部品の切替手順」を別扱いとしました
- ④ スズキ技術規格「SES N 2402(環境負荷物質使用規制)」の遵守を明記しました
- ⑤ 「環境負荷物質管理体制自主チェックシート」を作成・追加しました

弊社では、開発・購買・生産・販売活動が急速にグローバル化する中、日本国内のみならず、全ての対象国・対象地域においても環境保全のための活動を積極的に行って参ります。

お取引先の皆様におかれましては、弊社の取り組みをご理解いただき、これまで以上にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2013年 10月
スズキ株式会社

2. スズキ地球環境憲章

スズキ地球環境憲章は、スズキにおける環境への取組みの基本となる考え方で2002年3月に制定されました。（2006年12月改訂）

スズキはこの地球環境憲章の考え方の下、全社をあげて環境への取組みを体系的に推進しています。

スズキ地球環境憲章

【環境理念】

美しい地球と豊かな社会を次の世代へ引き継いでいくために、一人ひとりの行動が地球の未来を左右する大きな力を持つことを自覚し、地球環境保全に取り組んでいきます。

【環境基本方針】

- 環境法規を遵守し、自主基準の運用を推進します
- 事業活動および製品の環境負荷を積極的に低減します
- 環境管理体制を整備し、継続的に改善していきます
- 環境コミュニケーションを積極的に推進します

3. グリーン調達の方考え方

3-1 グリーン調達の定義

スズキは、「グリーン調達」について下記のように定義します。

グリーン調達 = 「グリーンなモノを、グリーンなお取引先様から調達すること」

<グリーンなモノ>

環境負荷の少ない部品・用品・原材料・副資材
・梱包材・機械・設備(以下「部品等」という)

=

・環境負荷に関する法規・規制等に適合している部品等。
・使用禁止物質を非含有であり、非含有であることを証明できる部品等。

<グリーンなお取引先様>

環境保全活動に意欲的な取組みを実践している
お取引先様

=

・環境マネジメントシステムの構築に向けた取組みをしているお取引先様。
・環境負荷物質管理体制の構築に向けた取組みをしているお取引先様。



3-2 グリーン調達方針

スズキは、「スズキ地球環境憲章」の考えに基づき、お取引先様とともに、低炭素社会の実現や生物多様性の保全といった地球環境保全に積極的に取組み、持続的発展が可能な社会を目指します。企業の社会的責任を果たす為の活動の一つとして、「グリーン調達」を推進いたします。

グリーン調達方針 = 「グリーンなモノを、グリーンなお取引先様から調達します」

3-3 グリーン調達ガイドラインの適用範囲

このガイドラインは、スズキの国内事業所における部品等の調達及び納入活動に適用します。

(1) 適用開始時期

2003年10月1日より取組み開始

(2) 対象範囲

スズキの国内事業所(※)へ部品等を納入いただいているお取引先様が対象です。海外事業所へ納入される部品等についてもお取引先様のグローバルな取組みを支援します。

※国内事業所

- | | |
|-----------------------|-------------|
| ① 本社 | ⑥ 大須賀工場 |
| ② 湖西工場(部品工場およびKD工場含む) | ⑦ 二輪技術センター |
| ③ 磐田工場 | ⑧ 相良コース |
| ④ 相良工場 | ⑨ 下川コース |
| ⑤ 二輪工場(豊川および高塚) | ⑩ 開発部 横浜研究室 |

3-4 グリーン調達推進体制

購買本部内に「グリーン調達推進係」を置き、社内関連部署と連携を取りながら積極的にグリーン調達を推進します。

4. お取引先様へのお願い事項

スズキ グリーン調達方針に従い、『グリーンなモノをグリーンなお取引先様から調達する』ために以下のとおりグリーン調達取組み事項の取組みをお願いします。

取組み事項の構成は、第一に「環境関連法規の遵守」、第二に「環境マネジメントシステムの構築」、第三に「環境負荷物質管理体制の構築」、第四に「お取引先様の事業活動における環境取組み」、第五に「グリーン調達関連書類のご提出について」、第六に「その他」とさせていただきます。

当ガイドラインでは、環境マネジメントシステムの構築と環境負荷物質管理体制の構築を区分して記述しておりますが、環境負荷物質の管理を環境マネジメントシステムや品質マネジメントシステム等に組み込んで運用いただくことは問題ありません。

お取引先様のカテゴリ別に取組み事項を一覧表にまとめましたので、ご確認をお願いします。

お取引先様のカテゴリによって対象項目が異なりますので、下記「グリーン調達取組み事項一覧」にて確認をお願いします。

グリーン調達取組み事項一覧	対象お取引先様				
	弊社製品 構成品		弊社製品 非構成品		
	部品	材料 副資材	用品	梱包材 包装資材	機械 設備
4-1 環境関連法規の遵守	○	○	○	○	○
4-2 環境マネジメントシステムの構築	○	○	○	○	○
4-3 環境負荷物質管理体制の構築					
(1) 環境負荷物質管理担当者の設定	○	○	○	○	○
(2) IMDSデータ入力	○	○	—	—	—
(3) スズキ技術規格「SES N 2402」遵守 使用禁止物質<※1>の不使用	○	○	○	—	—
(4) 2次以降のサプライヤーの管理	○	○	○	○	○
(5) スズキによる監査の実施	○	○	○	○	—
4-4 お取引先様の事業活動における環境取組み	○	○	○	○	○
4-5 グリーン調達関連書類のご提出について					
(1) 「スズキ グリーン調達推進同意書」	○	○	○	○	—
(2) 「環境調査報告書A」及び 「環境調査報告書B」	○	○	○	○	○
(3) 「環境負荷物質管理体制 自主チェックシート」	○	○	○	—	—
4-6 その他(※2)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)

(※1)「スズキ管理化学物質」(添付別紙1)参照

(※2)海外輸入製品・部品においてアスベスト含有の可能性がある場合は、別途アスベスト非含有証明類の要求および抜き取り検査による非含有検査を実施します。

4-1 環境関連法規の遵守

CSR(企業の社会的責任)の一つとして、環境関連法規・規制の遵守をお願いします。

4-2 環境マネジメントシステムの構築

環境保全活動に意欲的な取組み(以下(1)、(2))を実践しているお取引先様との取引を優先します。

※<4-5(2)「環境調査報告書A」及び「環境調査報告書B」>参照

- (1) 環境マネジメントシステム外部認証を取得済み。
※外部認証とは、ISO14001(国際)、エコアクション21(日本)、エコステージ(日本)などを意味します。
- (2) 環境マネジメントシステム外部認証を未取得の場合は、自主的な環境マネジメントシステム構築の取組みを実施している。

その他、下記事項を優先事項とします。

- ① 使用にあたり、騒音・振動・悪臭などの発生が少ない。
- ② 廃棄時、化学物質、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染などの環境負荷が低い。
- ③ 再生資源・部品の使用や小型化などにより省資源化や省エネ化が図られている。
- ④ リサイクル設計に配慮している。
- ⑤ 副資材に関する環境情報を公開している。
- ⑥ 梱包材についても、省資源・リサイクル・減量および化学物質の含有量削減等の取組みがなされている。

4-3 環境負荷物質管理体制の構築

環境負荷物質管理に対する取組みを実践しているお取引先様との取引とさせていただきます。

※<4-5(3)「環境負荷物質管理体制自主チェックシート」>参照

- (1) 環境負荷物質管理担当者の設定をお願いします。
- (2) IMDSデータ入力担当者を設定いただき、スズキからの要求に応じて製品含有化学物質情報の入力をお願いします。(又は、スズキ指定帳票による提出)

<IMDSの必要性>

- (i) 使用禁止物質非含有の確認(証明)
- (ii) 高懸念物質含有の有無確認および含有率把握(欧州:REACH規則)
- (iii) リサイクル可能率および回収可能率算出(欧州:ELV指令)
- (iv) シュレッダーダスト基準重量算出(日本:自動車リサイクル法)

スズキはIMDSによる環境負荷物質証明について、お取引先様がスズキへ納入している部品やすべての材料の含有物質についての入力を依頼いたします。入力対象部品や入力期限については、「IMDS総合窓口」より別途連絡いたします。

【スズキIMDS運用マニュアル】

IMDSインフォメーションページ → <https://public.mdssystem.com/web/imds-public-pages/home>
ヘルプ → FAQ(よくあるご質問集) → 各自動車メーカー(OEM)からの情報 → スズキ

- (3) スズキ技術規格「SES N 2402」の遵守をお願いします。
また、「スズキ管理化学物質リスト」【添付別紙1】に記載されている使用禁止物質の不使用も併せてお願いします。
※「SES N 2402(環境負荷物質使用規制)」をお持ちでないお取引先様は、弊社購買担当者またはグリーン調達推進係へお問合せください。

＜対象お取引先様＞
部品、材料/副資材、用品

「スズキ管理化学物質リスト」【添付別紙1】に記載されている使用禁止物質の不使用をお願いします。

＜対象お取引先様＞
梱包材/包装資材、機械設備

(4) 2次以降のサプライヤーの管理

自動車産業は裾野が広い産業であることから、環境負荷物質の管理をするためには、2次以降を含めたサプライチェーン全体の協力が必要となります。

お取引先の皆様に環境関連法規の遵守、環境マネジメントシステムの構築、環境負荷物質管理体制の構築および事業活動における環境負荷低減取組みをお願いしておりますが、2次、3次以降のお取引先様に対しても同様のお願いと管理をお願いします。

(5) スズキによる監査の実施

従来より実施しております部品等の品質監査に加えて、環境マネジメントシステムおよび環境負荷物質管理体制の構築状況について監査を実施させていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

4-4 お取引先様の事業活動における環境取組み

お取引先様の事業活動において、以下の環境負荷低減取組みをお願いします。

- | | |
|-------------|-------------|
| ① CO2排出量の低減 | ④ 水使用量の低減 |
| ② VOC排出量の低減 | ⑤ 省エネルギーの推進 |
| ③ 廃棄物発生量の低減 | |

※資料等の提出は不要です。

4-5 グリーン調達関連書類等のご提出について

(1) 「スズキ グリーン調達推進同意書」

グリーン調達についてお取引先様と相互理解を深め推進していくために、「スズキ グリーン調達ガイドライン」(随時改訂予定)の主旨にご賛同いただき、「スズキ グリーン調達推進同意書」(以下「同意書」)をご提出いただきます。

- ① 新規お取引先様は、お取引開始前にご提出いただきます。
- ② 既存お取引先様で未提出の場合は、ご提出をお願いします。

※「同意書」は、弊社購買担当者またはグリーン調達推進係へお問合せください。

※「スズキ グリーン調達ガイドライン」の改訂が行われた場合、ガイドライン改訂のご案内を弊社購買担当者またはグリーン調達推進係よりさせていただきます。既に「同意書」を提出済みのお取引先様におかれましては、改訂後のガイドラインを確認いただき、改訂ヶ所に異議がある場合は、弊社からの改訂案内(E-mail配信日)より90日以内にお申し出ください。期限内にお申し出がなければ、改訂版も引き続き同意いただけたものとして取り扱わせていただきます。

- (2) 「環境調査報告書A」及び「環境調査報告書B」
※「環境調査報告書A」及び「環境調査報告書B」は、弊社購買担当者またはグリーン調達推進係へお問合せください。

当報告書は、お取引先様の「環境マネジメントシステムの構築」に関する調査となります。

- ① 新規お取引先様は、お取引先様選定調査時に提出をお願いします。
・「環境調査報告書 A」 ⇒環境マネジメントシステム外部認証取得確認 他
・「環境調査報告書 B」 ⇒自主的な環境マネジメントシステム構築取組状況確認
※外部認証取得済みのお取引先様は、「環境調査報告書A」を提出願います。
外部認証未取得のお取引先様は、「環境調査報告書A」及び「環境調査報告書B」を提出願います。
- ② 既存のお取引先様で、環境マネジメントシステム外部認証における新規取得・更新・変更および認証機関の変更または、認証の取消等があった場合は、上記調査報告書の提出をお願いします。

- (3) 「環境負荷物質管理体制自主チェックシート」
※「環境負荷物質管理体制自主チェックシート」は、弊社購買担当者またはグリーン調達推進係へお問合せください。

当チェックシートは、お取引先様の「環境負荷物質管理体制の構築」に関する調査となります。

- ① 新規お取引先様は、お取引先様選定調査時に提出をお願いします。〈新規項目〉お取引開始後は、次項「②既存のお取引様」同様の対応をお願いします。
- ② 既存お取引先様は、年1回自主チェックを実施〈定期項目〉いただき、弊社より提出要求があった場合にはご提出願います。

4-6 その他

海外より輸入される製品・部品であって、アスベスト含有の可能性がある場合は、別途アスベスト非含有証明書類の要求および抜き取り検査による非含有検査を実施させていただきます。

該当製品・部品等がある場合、弊社担当者より提出書類等の案内をしますので、ご協力をお願いします。

5. その他

5-1 スズキ グリーン調達ガイドラインの取り扱い

本ガイドラインの取り扱いは以下のとおりとします。

- (1) 「スズキ グリーン調達ガイドライン」は、スズキHPに掲載とします。
<http://www.suzuki.co.jp/about/csr/green/guideline/index.html>
- (2) 本ガイドラインおよびスズキ管理化学物質リスト(添付別紙1)は、改訂の都度、その時点でのお取引先様へ弊社購買担当者又は、グリーン調達推進係より、E-mailにて案内させていただきます。
なお、改訂後は改訂版を適用させていただきます。

5-2 ご提出いただいた資料の取り扱い

ご提出いただきました資料はスズキ社内でのみの使用とし、外部に公表することはありません。
ただし、各国政府機関や認証機関などの公的環境関連機関からの提出要求があった場合には情報提供させていただく場合が有りますので、予めご了承いただきますようお願いいたします。

5-3 お問合せ・書類ご提出先

購買本部 購買担当者
または、
購買本部 購買管理課 グリーン調達推進係

〒432-8611
静岡県浜松市南区高塚町300番地
TEL053-440-2637/FAX 053-449-2298
E-mail greenproc@hq.suzuki.co.jp

5-4 改訂履歴

	改訂日	内容
制定	2003年 9月1日	
第1回改訂	2007年 6月1日	4物質の規制開始日の記載方法変更。管理化学物質リスト更新。
第2回改訂	2008年10月1日	管理化学物質リストを廃止し、GADSLへリンク。 対象法規にRRR指令とREACH規則を追加し、参考情報を添付。
第3回改訂	2011年 5月1日	対象に梱包材と機械・設備を追加。管理化学物質に『別紙1:本ガイドラインが対象とする主な法規等』に記載されている法規において、製品含有禁止となっている物質で、GADSLでカバーされていない物質を追記。
第4回改訂	2013年 10月1日	「環境負荷物質管理体制の構築」に関わる項目を明記 スズキ技術規格「SES N 2402(環境負荷物質使用規制)」の遵守を明記 「お取引先様の事業活動における環境負荷低減取り組み」のお願いを追加 「環境負荷物質管理体制自主チェックシート」を作成・追加 「環境負荷物質含有部品の切替手順」を削除